

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
規制の名称	外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和4年10月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下、「外為法」という）では、銀行や資金移動業者等（以下、「金融機関等」という）に対し、顧客の支払及び資本取引に係る同法上の規制の該非に係る確認義務や顧客の本人確認義務が課されている。一方で、資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じるおそれがあるとしても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができるものとなっておらず、資産凍結措置の潜脱を適切に防止する態勢が万全となっていない。</p> <p>また、FATF勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、当局による適切なモニタリングの実施が求められている。</p> <p>これらに対応するため、本案により、金融機関等に対し、主務大臣が定める基準「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課することになるが、既に多くの金融機関等において自主的に対応していることから、遵守費用は一定程度織り込まれている。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「<u>行政費用</u>」の増加の可能性に留意 本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課することとなるが、既に金融機関等による資産凍結措置の履行状況について一定のモニタリング等を実施していることから、本案に基づくモニタリングに要する行政費用の太宗は現行のモニタリング等に係る行政費用に一定程度織り込まれている。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等が当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことにより、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。</p> <p>⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握 本案により期待される効果である、資産凍結措置の実効性の更なる強化等については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 本案は、規制緩和に該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務について、既に多くの金融機関等において自主的に対応し、遵守費用は一定程度織り込まれている。当該規制により効果が見込まれる制裁の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、またFATF勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、適切なモニタリングの実施が求められている。これらに対応するため、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等に対し、当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p> <p>（代替案：金融機関等による自主規制） [費用・効果] 自主規制では、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じる恐れがあるとしても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができる規定となっておらず、制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。 [本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>

その他の関連事項	<p>①評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>②事後評価の実施時期の明記 改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 改正外為法全体の施行後において、金融機関等における資産凍結措置の態勢整備の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	